

令和8年度

特定施設入居者生活介護サービス、介護予防特
定施設入居者生活介護事業者募集要項

令和8年6月

岸和田市福祉部介護保険課

1 募集の目的

岸和田市では、高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の実施事業者を募集します。

2 募集の内容

(1) サービスの種類

混合型特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護を含む）

※既存の「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」からの転換に限る。施設の新設や増築又は建て替えに伴う定員増の計画は対象外。

(2) 募集施設等の要件

令和8年4月1日時点で開設している、以下のいずれかに該当している施設等

① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当し、同項の規定により届出を行っており、「岸和田市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合している施設。

② 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている住宅。

※市街化調整区域の場合、開発行為や建築等行為が制限されているため、事前に建設指導課へ確認すること。

(3) サービス提供形態

一般型又は外部サービス利用型のどちらも可。

(4) 募集数

40床以内。ただし、1施設当り30床以上で、その全ての床を転換すること。応募は1法人につき1施設とする。

3 事業開始

令和9年4月

※天災その他避けることのできない事故、その他特段の事情がある場合はこの限りではない。

4 整備地域

市内全域（日常生活圏域の指定はしない）

5 応募要件

応募には、次の(1)～(2)の要件をすべて満たすこと。

(1) 応募資格

① 法人格を有している運営事業者であること。

② 本事業の実施に必要な人員及び設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。

- ③ 法人及び代表者、役員（就任予定者を含む）等が、介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項各号（指定居宅サービス事業者の指定）及び第115条の2第2項（指定介護予防サービス事業者の指定）の規定に該当しないこと。
- ④ 「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」及び「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第116号）」の指定基準を満たし、本事業の指定をうけることができること。
- ⑤ 法人及び代表者、役員（就任予定者を含む）等が、岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第1号、第2号及び第3号のいずれにも該当しないこと。
- ⑥ 国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）及び岸和田市税の滞納がないこと。
（納めるべき岸和田市税が無い場合は、滞納が無いものとみなす。）

（2）関係法令等の遵守

① 社会福祉関係

- ・社会福祉法（昭和26年法律第45号）

② 老人福祉関係、老人福祉施設の設置

- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）

③ 介護保険関係、介護事業者の指定

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）

④ 諸法令関係

- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・消防法（昭和23年法律186号）
- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
- ・岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）

6 地域住民との関係

事業運営にあたり、地域住民等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図ること。

7 補助金・交付金等

本件の実施に係る補助金・交付金等はありません。

8 募集要項の配付

令和8年度特定施設入居者生活介護サービス、介護予防特定施設入居者生活介護に係る事業者募集要項は、令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで、岸和田市

ホームページの介護保険課からダウンロードできます。

※ 岸和田市ホームページ <https://www.city.kishiwada.lg.jp/>

なお、紙面での配布を希望する場合は、岸和田市福祉部介護保険課へご連絡ください。

電話番号 072-423-9474（介護保険課直通）

（午前9時から午後5時30分まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く）

9 応募手続き

応募希望事業者は、次のとおり公募申請書類を提出してください。

(1) 事前協議申請

本公募では、全応募者に対し、事前協議を実施しますので、必ず事前協議申請書を提出してください。

① 受付期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く。

② 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

③ 提出書類

「事前協議申請書」（様式1-1）

④ 提出方法

直接、岸和田市福祉部介護保険課（岸和田市役所本館1階）へ持参。

なお、事前に電話にて予約をお願いします。 電話番号 072-423-9474（直通）

（午前9時から午後5時30分まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く）

(2) 質問の提出

① 質問方法

質問の内容を簡潔にまとめて、質問書（様式9）に記入の上、E-mailにより提出。電話等による質問は、原則として受け付けません。

② 受付期間

令和8年6月2日（火）から令和8年6月15日（月）まで

③ 送付先

岸和田市福祉部介護保険課

(E-mail) kaigo@city.kishiwada.lg.jp

④ 質問の回答

令和8年6月22日（月）午後5時までにE-mailにより、原則、すべての応募事業者へ回答します。

(3) 本申請

本申請は、事前協議申請書を提出していない場合は受付しません。

① 受付期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月23日（木）まで。ただし、土・日曜日・祝日を除く。

② 受付時間

午前9時から午後5時30分まで

③ 提出書類

「公募申請に必要な書類一覧表」のうち、「事前協議申請書」（様式1-1）を除く書類。

④ 提出方法

書類は、原則A4版（縦位置・横書き）に統一し、部数7部（正本1部、副本6部）を提出。「公募申請に必要な書類一覧表」（P6参照）の番号順にファイル等に綴り、書類番号のインデックスをつけること。契約関係書類等の写しを提出する際には、代表者名で原本証明をすること。

例)

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○ ○ ○ ○

理事長 △ △ △ △ 実印

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人 ○○ 設立準備委員会

設立代表者 △ △ △ △ 実印

⑤ 留意事項

- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。また、受付後は本申請書類の差替えはできません。ただし、本市が必要と判断した場合は、本市から追加資料の提出等を求めることがあります。
- ・受付後に事業者側の事情により応募を取り下げの場合は、辞退届（様式10）を提出すること。
- ・応募にかかる費用は、すべて応募者の負担になります。また、応募書類は返却しません。
- ・本事業者の選定は、介護保険法上の指定を確約するものではありません。
- ・提出書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。

10 事業者の選定

(1) 事前協議審査

事務局で、提出された事前協議申請書の審査を行い、必要があればヒアリングを実施します。

(2) 実施事業者の選定

実施事業者の選定について、募集数以上の応募があった場合は、岸和田市介護保険事業運営等協議会で定めた評価基準（別紙）に基づき、岸和田市特別養護老人ホーム等整備運営事業受託候補者選考委員会の審査により選考します。

令和8年9月開催予定の岸和田市介護保険事業運営等協議会で事業者を決定します。

(3) 選定結果の通知および公表

選定後、「選定結果通知」を全ての応募者に通知します。また、選定された事業者名等を市のホームページで公表します。

※ 選定後は速やかに広域事業者指導課に連絡を行い、指定申請のスケジュールを確認しておくこと

11 公募事業者の失格、応募の辞退、選定の取消しについて

- (1) 申請書等書類の提出期限後、次に該当する場合は失格とします。
 - ① 応募要件を満たさない場合
 - ② 応募事業者が提出した応募書類に虚偽その他不正があった場合
 - ③ 重大な事項（設置場所等）に変更があった場合
 - ④ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
- (2) 応募書類の提出後、やむを得ない事情により取下げざるを得ない場合は、市長あて取下願（様式任意）を提出してください。また、整備事業者として選定された後、辞退することは本市施設整備計画全体に多大な支障を来すこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。整備事業者として選定された後の辞退により、本市が今後実施する介護保険施設等整備事業者の募集に対する応募を受け付けできない場合があります。
- (3) 選定の取消しについては、以下のとおりとします。
 - ① 整備事業者が応募書類に記載した内容を遵守しない場合及び施設整備に必要な開発許可又は、建築許可が得られない場合は、選定の取消しをすることがあります。ただし、整備事業者として選定後の整備計画の変更は、原則認められませんが、利用者サービスの向上につながるものや、事業所の実施設計に伴う等やむを得ないもので審査結果に影響を与えないもののみ、本市と協議の上、認める事ができる事とします。
 - ② 応募書類に記載した内容を遵守しないことにより、整備事業者の選定が取消し等となった場合、この取消し等による損害及び費用負担等について本市は一切の補償等はしません。

12 日程

募集および事業者選定の日程（予定）は以下のとおりです。

令和8年6月2日（火）～ 令和8年6月15日（月）	募集要項配付期間 市ホームページからダウンロード可
令和8年6月2日（火）～ 令和8年6月15日（月）	事前協議申請受付期間
令和8年6月2日（火）～ 令和8年6月15日（月）	募集要項等に関する質問の受付期間 （事前協議申請書を提出しないと質問出来ません）
令和8年6月22日（月）	質問に対する回答日
令和8年6月23日（火）～ 令和8年7月23日（木）	本申請受付期間
令和8年8月中旬	選考委員会の審査・選考
令和8年9月下旬	事業者の決定
令和8年10月上旬	事業者の通知・公表

※現時点での予定であり、今後変更になる場合があります。

※書類審査における選考評価基準は別紙のとおり。

◆公募申請に必要な書類一覧表

	提出書類	様式等	備考
事前協議応募に必要な書類			
<input type="checkbox"/>	事前協議申請書	様式 1 - 1	事前協議応募の時に提出
本申請に必要な書類			
<input type="checkbox"/>	申請書	様式 1 - 2	
<input type="checkbox"/>	定款	(任意)	最新のもの
<input type="checkbox"/>	法人に係る登記事項証明書(全部事項証明)		3か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	収支予算書の写し(令和7年度)	(任意)	
<input type="checkbox"/>	決算書の写し(直近3か年)	(任意)	他業を営んでいる場合、親会社がある場合等についてはそれらに関する同様の決算書
<input type="checkbox"/>	当該用地及び建物の(不動産に係る)登記事項証明書(全部事項証明)		3か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	納税証明書(最新年度分) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の3)	所管の税務署	・3か月以内に発行されたもの ・納税義務がない場合は、納税義務がない旨の申立書(様式11)
<input type="checkbox"/>	法人の完納証明書	本市市民税課	
<input type="checkbox"/>	施設の基本設計図面等	(任意)	配置図・平面図(A3用紙)
<input type="checkbox"/>	現況写真・位置図	(任意)	・道路側から撮影したもの ・近隣の住宅地図
<input type="checkbox"/>	有料老人ホームに関する届出の写し又はサービス付き高齢者向け住宅登録済証の写し		
<input type="checkbox"/>	誓約書	様式 2	
<input type="checkbox"/>	事業計画書(法人の概要及び実績)	様式 3 - 1	
<input type="checkbox"/>	事業計画書(運営方針)	様式 3 - 2	
<input type="checkbox"/>	経歴書	様式 4	代表者・管理者・介護支援専門員(予定者)
<input type="checkbox"/>	法人概要	様式 8 - 1	
<input type="checkbox"/>	役員名簿	様式 8 - 2	
<input type="checkbox"/>	代表者履歴書	様式 8 - 3	
<input type="checkbox"/>	質問書	様式 9	
<input type="checkbox"/>	辞退届	様式 10	

【注意事項(申請書類)】

- 1 提出書類は、原則としてA4で作成(図面等はA3をA4縦型に折り綴じること)。
- 2 A4判フラットファイルに綴じて提出。提出部数は正本1部、副本6部。
副本は正本をコピーしたもので可。
- 3 上記書類のほか、必要に応じ、書類の提出を依頼することがある。

(別紙)

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護選考評価基準

項目	評価内容	配点
基本的事項	法人の運営理念・実績	20
	介護保険事業の実績（又は今後取り組みたいこと）	
	法人の経営状況	
	法人代表者の実績	
運営に関する事項	運営理念	75
	管理者の経験等	
	緊急時の対応	
	事故防止・発生時の対応	
	自然災害及び感染症対策	
	苦情処理の体制	
	勤務体制の確保	
	職員の育成	
	医療機関との連携（協力医療機関等）	
	地域との連携	
	サービス向上策	
	利用者の権利擁護	
	介護相談体制	
	個人情報保護	
利用料（食費、居住費等）の設定の考え方		
認知症ケアに対する考え方		
事業所の状況	事業所の立地条件	5
合 計		100

- 法人・施設の実績は令和8年6月1日時点とする。
- 同点の得点者が生じた場合は、選考委員会の合議により順位を決定する。